

自 己 評 価 書

(平成30年度)

平成31年3月

鳴門教育大学附属小学校

目 次

I 学校の現況及び目的	1
II 評価項目ごとの自己評価	2
A いじめへの対応	2
B 規範意識向上	1 2
C 小中の連携	1 5

自己評価の基準

- A 十分達成されている
- B 達成されている
- C 取り組まれているが、成果が十分でない
- D 取組が不十分である

I 学校の現況及び目的

1 現況

- (1) 学校名 鳴門教育大学附属小学校
- (2) 所在地 徳島市南前川町1丁目1番地
- (3) 学級等の構成
1学年 3学級 6学年 18学級
- (4) 児童数及び教員数(平成30年5月1日)
児童数 590人
教員数 27人(正規教員)

2 目的

(1) 目的・使命

本校の目的は、附属小学校校則第1条において「心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すとともに、鳴門教育大学（以下「本学」という。）における児童の教育に関する研究に協力し、かつ、本学の計画に従い学生の教育実習等の実施に当たることを目的とする」と定めており、本校は義務教育を行う任務とともに、教員養成大学の附属小学校として、次のような使命をもった学校である。

- ①大学と一体となって、教育の理論及び実践に関する科学研究を行う研究学校としての使命
- ②地域の教育課題の解明、参観者への指導・助言、文部科学省・県教委・地教委等からの要請による教員派遣など、教育界の発展に寄与する使命
- ③鳴門教育大学の学部学生及び大学院生の教育実習等を行う使命

(2) 教育目標

本校は、校則第1条に示されている小学校教育の目的の達成のため、次のような学校教育目標を掲げている。

知・徳・体の調和的人格の完成をめざし、自主性、協力性、創造性、及び豊かな人間性をそなえ、社会の発展に寄与する態度をもった児童を育成する。

(3) めざす子ども像

本校は、学校教育目標に基づき、次のように「めざす子ども像」を明確に示している。

- 思いやりある子ども
- たくましく生きる子ども
- よく考える子ども

(4) 平成30年度重点目標

鳴門教育大学との連携を密にし、中期目標・中期計画・本年度計画等の実現に努めながら、次の3点から教育目標の具現化を図る。

- ①いじめの未然防止・早期発見・早期解決への取り組み
- ②児童の規範意識向上への取り組み
- ③小中連携の取り組み

(5) 評価項目

上記重点目標と前年度自己評価を鑑み、次の3点の評価項目について自己評価を行う。

- A いじめの未然防止・早期発見・早期解決等への取り組みの状況
- B 節度ある生活をおくること・決まりを守ること・礼儀正しく人と接すること等への取り組みの状況
- C いじめ防止に向けた小中（附属4校園）連携の取り組み

Ⅱ 評価項目ごとの自己評価

評価項目 A【いじめへの対応】

いじめの未然防止・早期発見・早期解決への取り組みの状況

(1) 状況の分析

いじめの未然防止・早期発見・早期解決のために学校生活調査を行い、迅速且つ適切な対応を行うとともに、生活委員会の児童を中心に各学年の実態に応じて、児童が主体となる取組を行った。

【評価項目に係る状況】

① 学校生活調査

本校児童一人一人の実態把握のために、意図的・計画的に学校生活調査を行った。

〔調査対象児童〕 全学年の児童

〔調査期間〕

第1回→	5月17日(木)	～	5月23日(水)
第2回→	6月4日(月)	～	6月22日(金)
第3回→	7月9日(月)	～	7月20日(金)
第4回→	9月18日(火)	～	9月21日(金)
第5回→	11月5日(月)	～	11月9日(金)
第6回→	12月3日(月)	～	12月7日(金)
第7回→	1月8日(火)	～	1月15日(火)

〔調査内容〕 詳細は別紙資料に示す。そのうち、代表委員会の提案を受けて加除修正した箇所については、後の〔調査項目の改善箇所〕に記す。

a 実施について

学年に応じて、説明を加えながら調査を実施した。今年度も、回答中に隣席が気にならないように机の配置や待ち時間等を配慮した。回収方法についても、教師が直接回収する方法に統一した。

b 報告について

実施後、学年会を開き、調査結果を共有した。また、該当児童との面接を設定して、指導した内容を記録し、管理職に報告した。調査用紙は、機密書類として年度末まで職員室用ファイルに保管した。また、年度末には会議室用ファイルに入れ換えて、次年度に引き継げるようにまとめた。

また、スズキ校務を使用し、次年度に確実に引き継ぎ、継続して観察、指導できるように試みた。

〔調査項目の改善箇所〕

平成28年度及び平成29年度に文部科学省主催「全国いじめ問題子どもサミット」にて学んだことを生かして、代表委員会に所属する児童（以下、児童役員）による「学校生活調査」の見直しを行った。上述した実施方法や回収方法のほかに、以下に示す調査項目についても改善を図った。

〈第1～3学年〉

○項目4

平成28年度までは自由回答であることから、「回答時間に個人差が生まれ、記述しづらい」という児童役員の声が聞かれた。そこで、平成29年度からは全ての児童が記述することのできるように、

「なやんでいることやこまっていることを書いてもかまいません。がんばっていることや楽しみにしていることを書いてもかまいません。」という文言を添えた。

〈第4～6学年〉

○項目1, 項目2

「学校は楽しいですか。」という項目に対して、平成28年度までは「あまり楽しくない」「楽しくない」という選択肢を設けていたが、児童役員から『楽しくない』という表現は選びづらい」という声が聞かれた。そこで、平成29年度は「楽しくない」という選択肢を外すとともに、「その他」を設けて、それぞれの心情を記述することができるようにした。

○項目5, 項目6, 項目7

平成28年度までは「いじめ」という直接的な表現を用いていたが、児童役員から『いじめ』と判断しづらい『いじめ』られている子の立場を考えると、自分で『いじめ』られていると回答することは心苦しいと思う」という声が聞かれた。そこで、「つらい思いをしたり、悲しい気持ちになったり」という表現に変更した。

○項目8

〈第1～3学年〉

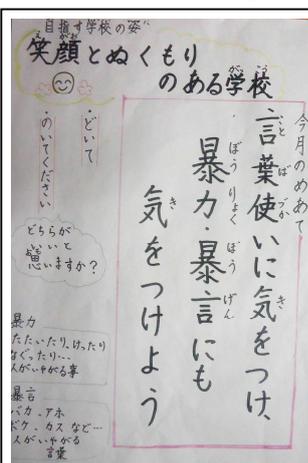
項目4と同様の趣旨の変更を行った。「先生に相談したいことや悩みごとのある人は書いてください。」に続けて、「相談したいことや悩みごとのない人は、がんばっていることや楽しみにしていることを書いてください。」という文言を添えた。

② 生活委員会における取り組み

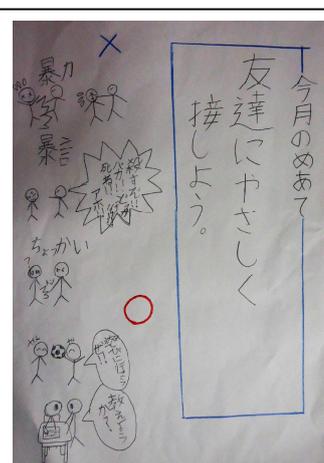
本年度5月より月に一度、生活委員会で発案した「いじめ防止にむけての目標」を基盤に、各学年代表を募り話し合う、代表委員会を開いた【写真①】。それぞれの学級での課題を発表し合ったり、めあて【写真②】についての反省、改善点を話し合ったりする機会を設けることにより、児童が主体的に「いじめ防止」について意識を高め合うことができるようにした。



【写真① 代表委員会】



【写真② めあてのポスター】



③ 児童の実態に応じた普段の対応・取り組み

○「学校生活調査」とあわせて、普段から児童の様子を把握できるように、些細なことでも声をかけたり様子を見たりするとともに、生徒指導の記録を確実に残した。(スズキ校務活用)

○個別指導とあわせて、必要であれば、学年集会を開き学年全体で共有した。

○学年団で共通理解を図り、管理職に報告するなど、連携して対応にあたった。また、スクールカウンセラーとも積極的に情報交換をした。

- 鳴門教育大学，附属4校園の先生方，スクールカウンセラーの参加するケース会議を開催し，生徒指導の在り方について相談する機会を設けた。
- 職員会議で，一ヶ月に一度各教員が「気になる児童」の共通理解を図り，学校全体で，児童の様子を見守り，必要に応じて指導できるようにするための機会を設けた。
- 人権学習や道徳教育を中心に，いじめの問題についての話し合いができるような授業展開を試みた。また，特別活動等ではいいところさがしやリフレーミングの活動を取り入れることにより，友達と認め合える学級づくりをめざした。

【分析結果と根拠理由】

① 学校生活調査

早期にいじめを認知して対応にあたることができる利点から，いじめ防止につながったと考えられる。以下に，平成30年度に行った学校生活調査がきっかけで認知されたいじめの件数（件）を学年ごとに示す（第8回は，実施中である）。また，いじめの実質的な認知に役立つだけでなく，児童や教職員に対するいじめ防止の啓発にも機能した。

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
第1学年		4	1	0	2	2	2
第2学年	9	12	1	5	13	15	3
第3学年	2	3	2	3	1	2	0
第4学年	5	5	6	4	4	8	3
第5学年	5	2	5	4	4	6	6
第6学年	6	4	2	4	0	5	4
計	27	30	17	20	24	38	15

② 生活委員会における取り組み

代表委員会では，各クラスから代表としてやってきた児童から学年関係なく意見を募ることにより，自分のこととして考える機会につながったことが推察される。また，その意見を反映しながら次の生活委員会や代表委員会につなげていくことから，いじめ防止について話し合う際も，高学年のことだけでなく，下学年の意見も取り入れて考えていくことができていた。ポスターを使って「いじめ防止」を啓発していくために行ったためあてやそのポスター作りも同様の姿勢が見られた。

③ 児童の実態に応じた普段の対応・取組

人権学習を通して，いじめをしている方も心が傷ついているということに気付き，自他ともに大切にしようという意識が広まり，安心な学校生活の保障につながっていると実感できた。また，いじめ防止において教職員間で連携を強くすることにより，いじめを認知することは悪いことではなく，学校全体でいじめに向き合っていく，立ち向かっていくことが大切だという意識が高まっている。

鳴門教育大学，附属4校園，スクールカウンセラーが連携したケース会議は，児童の問題行動に対して，多角的・多面的な視点から指導の在り方を検討することができるため，事案を提案した教員の悩みや不安を緩和するとともに，参加した教員の生徒指導に関する資質・能力の向上に培った。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

○学校生活調査は、調査回数を増やすことにより、学校生活のみならず、種々の不安や悩みについて児童から教師側に相談しやすくなった。実施回数・実施時期についても改善を図ることにより、児童が安心してアンケートに回答することができるようになった。そのため、以前にも増して児童から情報を得ることができ、教師側から不安や悩みを抱えている児童に働きかけたり、頑張っている児童に賞賛・激励する声かけをしたりする機会が増えた。

さらに、教職員間での共通理解やカウンセラーとの連携を図るきっかけとなっている。児童に面接した内容をアンケートに記載することで管理職への報告も容易となり、次年度に残す記録としても効果的である。

学年団で共通理解を図る上に、管理職との共通理解を密に行ったことにより、些細な児童の心の声を見逃さず、早期対応することにつながった。

○「気になる児童」を教職員で共通理解を図ることにより、児童の心の機微に気づきやすくすることができた。加えて、学校全体で児童を見守り育もうとする意識が高まった。

また、一人の担任によるかかえこみの防止につながった。

【改善を要する点】

○機動的ないじめ対策委員会をめざして、これまで以上に教職員間で情報を共有する機会を設ける必要がある。また、いじめ対策組織の在り方やいじめ対策の方針等について、手紙やHP等で周知徹底していくことで、教職員と保護者との連携も深まると考える。

(3) 評価項目の達成及び取り組み状況の自己評価

以上の内容を総合し、4段階評価中の「 A 十分達成されている 」と判断する。

< 参考 >

評価項目A【いじめへの対応】と関連して

教職員・児童・保護者の人権意識を高める研修，授業，啓発活動等の取組の状況

(1) 状況の分析

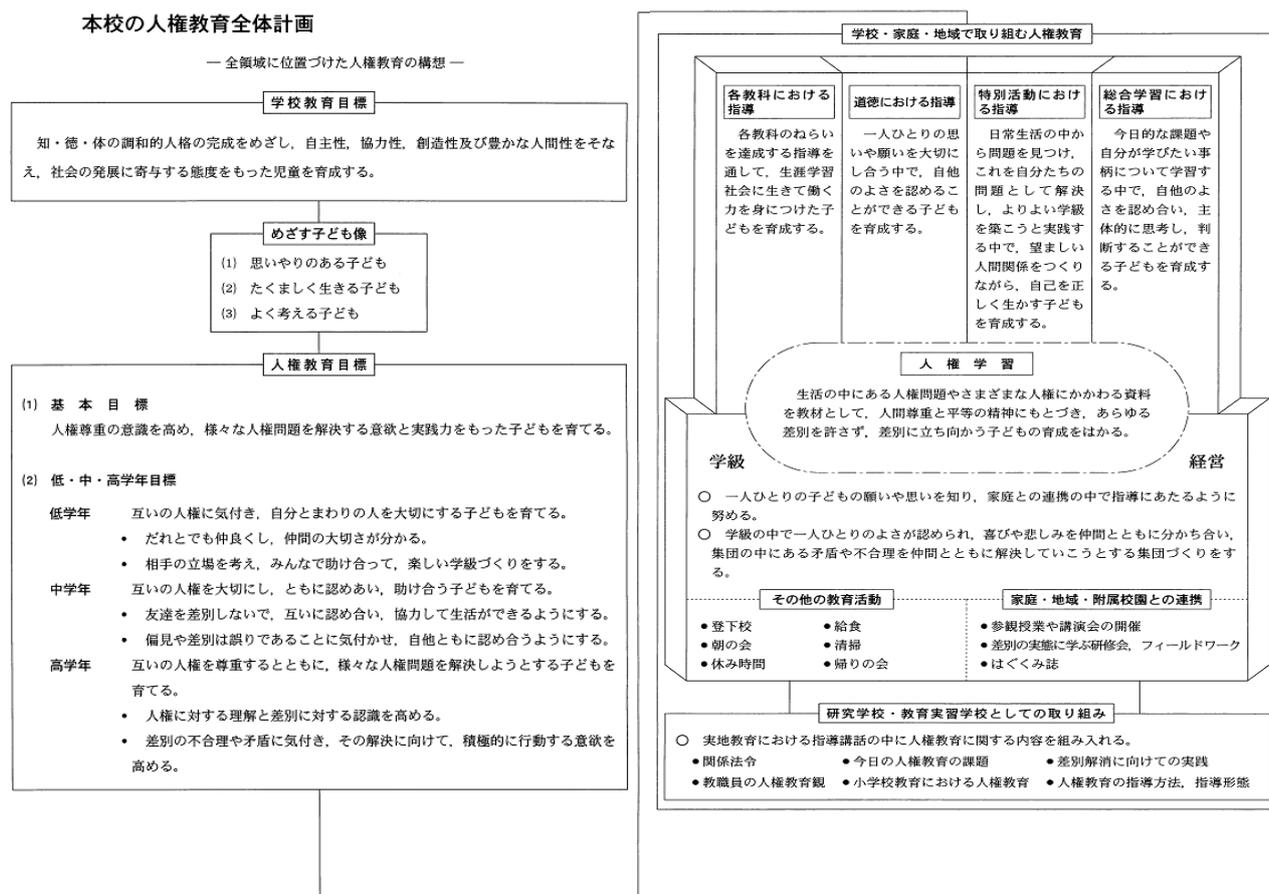
【評価項目に係る状況】

本年度、「人権尊重の意識を高め、様々な人権問題を解決する意欲と実践力をもった子どもを育てる」という基本目標のもと、主体的に課題解決に取り組み、よりよく生きる子の育成をめざし、日々の活動を中心に、教員・児童・保護者の人権感覚を高める研修，研究授業，啓発活動を行ってきた。以下，①人権教育全体計画と各学年目標にそった取り組み，②授業研究，③実態調査，④啓発活動の点について具体的な取り組みを記す。

① 人権教育全体計画と各学年目標にそった取り組み

本年度もこれまで同様に、年度当初に人権教育年間計画の見直しを行った。どのように系統立てて指導すればよいか検討し、見通しをもった人権教育ができるようにした。

< 本校の人権教育全体計画 >



1年

朝の会や帰りの会で「友達にしてもらったうれしいこと」を発表し、クラスで共有した。「ぼくのなまえは・・・」の授業を通して、友達の名前を呼ぶときには名前を呼ぶことの大切さを学んだ。「さるとかに」を資料とした授業を行った成果として、相手の気持ちを考えることの大切さを学級で共有できた。「ちょうのともだち」では、見た目ですぐ人を判断せず、仲良く助け合おうとする意識が高まった。また、グループエンカウンターを通して、自分や友達を大切にすることを学んだ。

2年

何でも話し合える学級づくりをめざし、人権学習では差別する者、される者、傍観者それぞれの立場において、本音を語り合うことで大切な仲間とは何かというテーマに迫っていった。同時に、指導者の人権意識を高め、子ども一人一人が安心して過ごせる居場所づくりや、個々への配慮を適切に行うことで、子ども相互に思いやる優しい心が育まれた。一人一人が生き生きと活動できるよう、お互いに認め合うことのできる場づくりも積極的に行った。

3年

日々の人権教育、生徒指導を大切にしたい。例えば、けんかがあった場合、「相手がどういう気持ちだったのか」「今後どうすればいいのか」など問いかけ、友達を思いやる気持ちが育まれるよう心がけた。自分の成長を振り返ることを繰り返し行うことにより、自己肯定感を高めることができるようにした。また、互いの成長も認め合える学級作りにも生かした。

4年

各教科の学びの中で互いのよさを認め合い、適宜伝え合う時間を設定した。一人一人の自尊感情の高まりが、自他共に大切にすることを養うことにつながった。教師が子どもの気持ちに寄り添い、他の児童が気付かない本人のよいところを全体の前で紹介したり賞賛したりすることにより、自己有用感の醸成を図った。また、日記の記述内容や保護者との連携により、普段表出しない心情の理解に努め、励ましたり話題を共有したりすることも効果的であった。

5年

行事や他教科等との関連を生かした取組を行った。例えば総合的な学習の時間に、附属特別支援学校の友達と交流を中心とした活動を展開した。まず、施設見学と附属支援学校の先生方の講話を聞き、「運動会」「夏祭り」「音楽交流会」「学校祭」等での交流を行った。交流後、「新しい友達ができうれしかった」などの感想が多く見られたが、障がいのある友達と自身とを対等に見ることができていない子もいた。そこには、「自分とは違う存在である」という差別意識がある。子どもたち一人ひとりが個々の人権課題として捉え、働きかけることができるように道徳の時間等に話し合った。

また、アンケートの回答や普段の生活から、いじめの芽を見逃さないように、何か問題や悩みを抱える子どもの訴えには、管理職も交えて、学年団で話し合い、早期に対応するように心がけた。

6年

教科担任性を生かし、子ども一人一人を複数の目で見えていく機会を設けた。子どもたちだけでは解決できない問題は学年集会を開き、全員で解決していこうとする姿勢を示

すとともに、子ども自身が一人一人が抱える問題や悩みをみんなで解決していこうとする態度を育もうと試みた。

② 授業研究

授業研究を、研究授業・授業研究会、実地教育指導に分け、研究を進めた。基本的なスタンスとして、以下の点を心がけた。

- ・児童が人権問題に気付く、考え、行動することができるような場を設定し、主体的に課題解決に取り組むことができるようにすること。
- ・交流や体験的な学びを多く取り入れること。
- ・支え合い、学び合う仲間づくりができる学級風土をつくること。

ア 研究授業・授業研究会

10月に「じぶんも ともだちも たいせつに」(第1学年)という単元での人権学習の研究授業を行った。本研究授業は、人権学習を普段行っている道徳の時間の内容項目をしっかりと吟味したうえで授業が展開できないかと支援や構成を模索し、実践したものである。第1学年道徳の時間の学習で、次のような思いをもとに研究授業を行った。

[学習指導案より 抜粋]

学級で問題が生じた際には機会をとらえて個別に指導したり学級全体で話し合ったりしながら、集団生活の中で友達に対して優しい行動ができたこと、自分が友達にしてみたらうれしかったことについて取り上げ賞賛してきた。一方で、何気ない言動が友達を傷つけてしまう場面も見られる。してしまった方は素直になれず自分からあやまることができなかつたり、されたほうも「そういうことをされるのはいやだ」と声をあげることができなかつたりすることがある。そして、それに気付いているが「そういうことをするのはだめだよ」と言えない学習者の実態もある。

このような実態を鑑み、自分の言動がよいことか悪いことかを区別しよいと思うことを進んで行う子ども、悪いことにはだめと言える子どもになってほしいと考え、本主題を設定した。本単元で考える「よい」ことの中身は、自分も友達も大切にすることとして捉えたい。「たいせつないのち」「どんな きもちかな」「ともだちだからこそ」の学習を通して、「よい」ことの中身を学習者が広げ深めることを目的とし、自分も友達も大切に生活していこうとする意欲と実践力の高まりにつなげたいと考えた。

資料「さるとかに」は、さるとかにの立場に立ってお互いの気持ちや立場・状況について考えることができる。

(中略)

本時は、これらの姿から、自分と周りの友達の関わりを想起し、日々の自分の何気ない言動が周りの友達にはどのようにうつっているかを考え、自分自身の生活を見つめ直すきっかけとしていきたい。そして、「おさるさんは、おもしろいでしょう。でも、わたしたちはしんでしまいます。」「やめてくれ」と不合理に対して怒り、声を上げるかのにの気持ちに寄り添いつつ、さるとかにの立場に立つ学習者の考えも取り上げながら、自分も友達も大切にしなければならないことに気付くことができるようにしたい。

子どもたちは、資料「さるとかに」からさるとかにの立場に立ってお互いの気持ちや立場・状況について考えることができた。さるとかにの立場からは、相手が嫌がっていることを分かっているでも「こんなことぐらいしてもいいじゃないか」と自分本位の言動をしているに気付くことができた。また、かのにの立場からは「おさるさんは、おもしろいでしょう。でも、わたしたちはしんでしまいます」と、相手のことを考えない行動に対し声を上げ抵抗する心情に気付くこともできた。さらには、「やめてくれ」と怒りの声を上

げるかにたちの、力を合わせ不合理に立ち向かう姿にも気付くことができた。また、ひとりぼっちでさびしく、退屈にしているさるの姿に気付くこともできた。

授業者は、授業の中でしっかりと子どもの考えを受けとめ、全体に広げ、時に深く共感しながら、子どもが本音で語り合える場を提供した。また、本時と関連した他教科等の学習で行った体験を想起できるように、授業を設定したり、発問の中に取り入れたりして、子どもの体験をより授業展開に生かすことができるように工夫していた。



イ 実地教育指導

10月に、教育実習生を対象に人権教育についての講話と低・中・高の各1学級において、人権教育の研究授業および授業研究会を行った。

人権教育について（講話資料）

2018・10・29 副免教育実習講話

人権教育について

0 考えてみましょう。
宇宙人に、地球に住む「人間」をどう説明しますか。

人間とは、

(書く3分)
(近くの人と話し合う3分)

(2本足で直立歩行すると定義したとき、足の不自由な人は当てはまらないか?)
(出てきた定義に含まれない人はいないか、すべての人を含む定義を考えることを難しくしているのは何か=マイノリティの存在を忘れてはならない)
(性別→男性・女性のみ? 当たり前と思いついていないか、これっておかしいと思うものがたくさんある。例えば肌色)
思い込み、それらが人を傷つけることがある。

1 人権教育の基本的な考え方 (資料①)

人権とは…人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。(『人権教育・啓発に関する基本計画』より)

人権教育とは…『人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動』
『新義』→ 強制や押し付けではなく、自然に染みこむように人権尊重の精神を養い育てること。
学校の教育活動全体の中で取り組む必要がある。

(ここでは、学校教育の現場での取り組みとして)

2 普遍的な視点からのアプローチと個別の視点からのアプローチ

① 普遍的な視点(人権そのものをとらえる)

(人権の概念についての学習をはじめ、法の下での平等や個人の尊重についての学習、人権に関する条約・規約・宣言、人権の歴史やその根拠にある精神の習得などが考えられます。この視、具体的な人権課題について説明しますが、人権そのものをとらえた。普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別の視点からのアプローチの両者があって人権尊重についての理解が深まっていきます。)

法の下での平等・個人の尊重・人間の尊厳や生命の尊厳・自尊感情等々

② 個別の視点(具体的な人権課題)

(個別の視点とは言うまでもなく、私たちの身の回りにおける個別人権課題について学習し、その解決を目指していく視点です。個別人権課題に関する学習は人権教育の極めて重要な意義となるもので、普遍的な視点に立った学習と相互に関連付けられて初めて目的が達成されます。)

・女性 ・子ども ・高齢者 ・障害者 ・同和問題 ・アイヌの人々
・外国人 ・HIV感染者・ハンセン病患者等 ・刑を執行して出所した人
・犯罪被害者等 ・インターネットによる人権侵害
・さまざまな人権問題(性同一性障害・ホームレスを取り巻く人権侵害・日本人拉致問題・災害時における人権問題)

3 大切にしたいこと

① 人権感覚の育成

① 「それ、おかしい。」
→ 無知が差別・偏見をうむ。(特に同和問題・HIV・ハンセン病患者に対する差別など)
まず、正しく知ること、知るようとするところから。

② 「自分のこととして」
→ 共感できる豊かな感性は、人のかかわりを通して身につく。
(フィールドワーク、障害者との交流・外国人などなど)

② 自尊感情(セルフエスティーム)

① 「かけがえのない私、かけがえのないあなた」
不完全で失敗もするけれど、せいぜい自分らしく生きようとしている自分の姿を受け入れる一他人の「不完全さ」や「失敗」も肯定的にとらえられる。
(資料②)

② 「ちがいを豊かさにするために」
「ちがいが」・・・「おかしいこと」?
「ちがっていいこと」と「ちがってはいけないこと」

4 終わりに

- ・ 人権学習の視点ある授業づくり(すべての授業を行う際に人権教育の視点をもって取り組む)
- ・ 人権感覚あふれる学級経営
- ・ 教育の全領域において人権教育を推進していく。
(最後の最後になりますが、まず、自分自身のとらえ方を変えるところから始めましょう。)
- ・ とらえ方を変える
リフレーミング

③ 実態調査

本年度は秋期休業中に教職員で人権フィールドワークを行った。阿南市中野島地区のフィールドスタディ及び地域の方のお話を通して、自分自身を見つめ直す契機となった。

今回の実態調査で知ったことや感じ学んだことを、これからの人権学習や家庭への啓発に生かしていきたいと考える。

「中野島地区のフィールドスタディを終えて」－はぐくみ誌より（抜粋）－

本年度は10月12日（金）、阿南市中野島総合センターにて「柳島フィールドスタディ」を実施いたしました。柳島という地名を出す背景について、柳島に暮らす先人が厳しい差別に立ち向かい、差別解消に向けて取り組んできた数多くの歴史を皆さんに正しく把握してほしいという思いと、自分の生まれ育った故郷に愛着と誇りを持ち、さまざまな人権課題解決に向け、ともに歩んでいきたいという強い思いが込められているそうです。リーフレットには次のように書かれています。『だれもが人として尊重され、みんなで力を合わせ、「人権のまちづくり」の実現に向けて、今何が自分達に何ができるのか、ともに考えてみませんか。』

当日おおよそ1時間半ほどかけ、柳島地区のフィールドスタディが行われました。柳島フィールドスタディ実行委員長の中西文義さんより詳しい解説をいただきながら様々な施設見学を行いました。その施設見学の中で印象的であったのが、消防組と教育集会所の建設が県下で第1号であったそうで、柳島の地区の住民が集って資金を集め、みんなで力を合わせて建設し、生活の質を向上しようと闘ったそうです。また水の歴史も深く、北は那賀川、南は岡川に囲まれた地形が時に洪水に悩まされた頃もあったそうですが、水に恵まれた地形を生かし、柳島町専用水道水源地をつくり、日々の生活で最も大切な水を提供できるようになったそうです。

さて、柳島には阿波の民話「おっぱしょう地蔵」も現存されています。おっぱしょうとはたぬきのことで、たぬきの民謡が今もなお語り継がれており、その民謡を紙芝居にした資料を事前にお借りすることができ、安田校長先生が給食の時間に各クラスに回り、読み聞かせをしてくださいました。このおっぱしょう地蔵は柳島と中野島の地区境に北に向けて設置されており、その地蔵の歴史について深く学ぶ機会として、フィールドスタディの他、おっぱしょう地蔵まつりも毎年8月に実施し、多くの方が現地を訪れているそうです。

フィールドスタディを通して、地域を誇る施設ができた歴史的背景を知ることができ、先人達の差別解消に向けての絶ゆまぬ努力と差別に立ち向かってきた事実を深く学ぶことができ、これからの自分に何ができるのか考えるよいきっかけとなりました。

個別人権課題の一つとして位置付けられる同和問題。不合理な差別に対し、正しい人権感覚で「それはおかしい」と気付くことこそ、その他の人権問題を考える上で重要であると考えています。

④ 啓発活動

ア 研究会・研修会への参加（自己啓発）

各人権教育研修会等への参加および研究発表

- ・ 県小学校人権教育主事等研究協議会（5月・1月 徳島県総合教育センター）
- ・ 第69回県人権教育研究大会（10月17日 アスティとくしま）
- ・ 第47回徳島市・佐那河内村人権教育研究大会（ブロック人権11月8日川内南小）
- ・ 文部科学省指定小学校人権教育研究発表会（11月9日 相生小）

イ 保護者への啓発

児童の人権意識には、その保護者の考えが大きく影響する。そこで、児童とともに保護者の人権意識も高めたいと思い、次のような取り組みを行った。

- ・はぐくみ誌、学年だよりによる啓発
- ・オープンスクールにおける人権授業の公開（各学級）
- ・はぐくみ講座（5月多目的室）

【分析結果と根拠理由】

本年度を通して、さまざまな人権教育に関する取り組みを継続して行ってきた。校内での研究授業、教職員研修を生かした指導などを通して、子どもの人権感覚が高まってきている。また、「はぐくみ講座」における講演や、はぐくみ誌・学年だより等は、保護者へ向けての啓発活動として非常に有意義な機会となった。日々の取り組みから、子ども、保護者、教育実習生及び教職員といった、本校にかかわるすべての人の人権感覚が高まってきているように見受けられる。

（２） 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 縦割での交流活動や附属特別支援学校、附属幼稚園との交流、様々な人々とのふれあい体験を通して学校における他者との関わりを充実することができた。自然と、低学年の子をいたわったり、障がいを理解しようとしたりする姿が見られた。
- 「はぐくみ講座」での講演会は、保護者へ向けての啓発活動として非常に有意義な機会となった。人権に対する知見を得ることともに、保護者同士の関わりを密にする意味合いも大きかった。鳴門教育大学や附属学校園と連携が行いやすいことが、講演会の充実にもつながっている。
- 校内での研究授業、体験的な学習活動、学習指導の研究などに関して、より充実した研修会が開催できた。また、家庭でも、学習したことについて話し合うように促し、保護者と連携した人権学習が展開できた。
- 本年度、中野島地区でのフィールドスタディを実施し、実際に見聞きすることで同和問題についての考えをさらに深めることができた。資料で読むだけではなく、実際に現地に出かけることは大変有意義なことであった。
- 本年度は校内研修として、鳴門教育大学より葛西真記子教授を講師としてお招きし、昨年度に引き続いてLGBTについての研修会を実施した。性的マイノリティに関わる人権課題について研修を受ける機会が少なかったことから、LGBTについての基本的な知識をもって、子どもとかかわっていくことの大切さや、今後どのように啓発していけばいいのかといった課題も生まれ、有意義な時間となった。

【改善を要する点】

- 本年度も前年度までの流れを継承し、積極的に人権教育への取り組みを進めてきた。昨年度に本校の教育課程「附小の教育」を見直したことから、教育活動全体の中でどのように人権学習を展開していくのか、また、人権年間計画における学習計画がどこおりに行えているか、といった見直しも本年度も必要であると考えられる。学習指導要領の改訂や県版「ひかり」の改訂も加味し、年間計画を見直すとともに、教育活動全体のなかで人権教育を確実に進めたい。また、これまで研修に取り組んできたように、新しい人権課題にも目をむけ、より一層教員自身の人権意識を磨いていくようにする。このようにして、引き続き、次年度以降もより発展的な人権教育に取り組むことが重要である。

評価項目B【規範意識の醸成】

節度ある生活をおくこと・決まりを守ること・礼儀正しく人と接すること等への取り組みの状況

(1) 状況の分析

規範意識の向上とは、子どもがその内に規範に対する関心や自覚、秩序を尊重しようとする姿勢や意欲をもてるようになることと捉えている。また、「本校のめざす子どもの姿」にある「よく考える子」「思いやりのある子」の育成のためにも、規範意識の醸成が必要である。そこで、規範意識の醸成に関する基盤として、生徒指導を四つの視点から取り組んだ。また、規範意識の醸成は一朝一夕にはならない。常に児童が高い意識をもつことができるよう繰り返し指導していく必要がある。よって今年度以前からの継続した指導に加え、さらに児童が主体的な取り組みを行うことができるよう指導を行っている。

【評価項目に係る状況】

① 規範意識醸成の基盤

- a 自己決定の場をもつ
- b 自己存在感（自尊感情・自己有用感）をもつ
- c 人間的ふれあいを大切にする
- d 自己管理ができる

② 安全な登下校

児童が安全に登下校をすることができるように教職員が指導の連携を図った。児童が、交通ルールを守り、相手の気持ちを考えて、他者に迷惑をかけないマナーを身に付けることができるように指導した。

③ 廊下や階段の安全な通行

校内で安全に対する意識や行動が、生活全般における安全意識へとつながるように、通行の方法や心構えをその都度確認し、児童の主体的な行動を促した。

④ トイレの使い方や清掃活動

感謝の気持ちや、次に使う人へ思いやりの気持ちをもってトイレを使ったり、清掃活動に取り組んだりすることができるようにした。

⑤ 持ち物について

学校全体で必要な持ち物の共通理解を図ることを通して、落ち着いた生活を送ることや学習に集中して取り組む態度に培った。

【分析結果と根拠・理由】

① 登下校に関する具体的指導

a バス・汽車通学児童への指導

次に示す内容で毎年指導を行っている。これまでは、路線別に分かれて指導をしていたが、指導内容は共通しているので、本年度もバス・汽車を利用して登下校している児童を一堂に集めて指導を行った。子ども同士で助け合ったり、高学年が手本になったりできるような指導を行った。

1 趣 旨

バス・JR を利用して登下校している児童一人一人に、公衆道徳を身に付けさせ、安全に登下校できるようにする。

2 内 容

バス・JR 通学児童が自主的によい行動がとれるよう指導する。

3 方 法

- (1) 教師による常時指導
- (2) 5, 6年生による下級生への指導（常時）
- (3) 全体への指導（4月23日の外朝会）…横瀬
- (4) 地域別による指導（生活部）

① 日時 5月9日（水）午後1時15分～30分

② 内容 （1年生～6年生のバス通学児童に対して）

ア バス・JR の待ち方について（歩道・自転車道に出ない、公共物を大切にするなど）

イ バス・JR の乗り降りの仕方について（車道に飛び出さないなど）

ウ バス・JR に乗っているときの態度について（マナー・周りの乗客への思いやり・優先席についてなど）

エ バス・JR での忘れ物についての注意（持ち物への学校名、氏名の記入の徹底など）

※ここを特に重点的に!

③ 場所 体育館

b 登下校指導

昨年度は、時間割が大きく変更されたことにより、これまで毎週火曜日に行っていた下校指導ができなくなった。しかし、定期的な下校指導がなくなったことが影響してか、児童の登下校の仕方が乱れてきたため、昨年度冬休み前には、毎日学年で持ち回り下校指導を行い、1月からは主として火曜日に児童の下校時刻に合わせて下校指導を行うようにした。そこで、本年度も引き続き、低学年と中・高学年に分かれて、火曜日に下校指導を行った。バスの待ち方や歩行の様子等で気が付いたことは、その日の職員会で共有し、翌日指導ができるようにした。また、2か月に1回、学年ごとに教師がバスや汽車に乗車し、児童の乗車態度を観察し、実際に応じた細やかな指導ができるようにしている。必要に応じて、登校時にも、バス・汽車乗車指導を行った。

c 通学路の歩行の仕方

毎朝、8時前には、学校正門近くの歩道は本校児童が多く通行し、その間をぬって自転車が走っている光景をよく見かける。学校前歩道は自転車通行可であることから、歩道通行の際は、車道とは反対側寄り建物側を1～2列で歩行するように徹底した指導を行っている。1～2列で歩行することの意義や、相手を意識した道路の通り方についても、発達段階に応じて各学級で指導を行っている。

日直の教員は、7時40分から8時まで立哨指導をしている。大きな交差点や校門前に立ち、安全な登校ができるように指導を続けている。また、警備員から児童の登下校の様子をうかがって、日々の指導につなげている。

d 朝・放課後の挨拶

朝は、学校長や日直の教師が歩道で、生活委員会の児童が玄関等で挨拶や呼びかけをしている。このようにして、挨拶を通した触れ合いを大切にすることにより、挨拶の大切さや意義について朝会や学級指導で伝える機会を増やした。これを継続することにより、児童が主体的に挨拶ができるように促している。

e 登校時刻

登校標準時刻は、7時20分以降である。4月の教育相談や個人懇談の際に登校時刻を確認し、都合により標準時刻よりも早くなる子どもの把握を行っている。これまでは、特に用がなかったり、長い時間遊びたかったりという理由で、7時前後に登校してくる子もいた。日直の教員の出勤時刻が7時であることや、季節によれば7時でも薄暗いことから、子どもの安全を考慮し標準時刻を周知徹底することとした。また、やむなく7時20分以前に登校した児童は、必ず職員室に寄ってから教室に行くように指導をしている。そうすることで、児童の安全を守ることに繋げている。

② 学校内の通行に関する具体的活動

廊下を走っている児童や右側通行できていない児童に対して、その場で教師が指導すると行動がよくなるが、持続したよい行動にはつながらない。「歩きましょう」と肯定的な声掛けをするとともに、児童が主体的に考え、行動できるようにするために、教師から「どうして走ってはいけないのか」「どうして歩いた方がよいのか」などと問い掛けるようにし、児童の思考力や想像力、他者を思いやる気持ちに培うことができるようにした。そうすることにより、生活の中の様々なルールがある理由や、皆が気持ちよく生活するためにどうしたらよいのかなどを児童自らが考えるようになりつつある。

③ トイレの使い方や清掃活動

昨年度に引き続き、教員が空き時間や休み時間などにトイレを見回り、スリッパの状態を確認する活動を行っている。きれいに並べられていたら、チェック表に花丸を付けるなど（写真1）し、児童が意欲的に活動できるようにしている。

その結果、ほぼ毎日どのトイレでもスリッパがきちんと並んでいることが多くなった。

写真1 『スリッパそろえましたか』チェックシート



清掃活動では、平成28年度から引き続き「お掃除『す・き・だ』」を合い言葉に、「す…すみずみまで」「き…きちんと最後まで」「だ…だまってする」という掃除の仕方を具体的に伝え、そうすることの良さを児童らと共有している。その結果、丁寧に、早く、次の時間への余裕をもって掃除に取り組むことができるようになってきている。

これらの活動により、自己有用感が生まれる第一歩にもなり、規範意識の向上へともつながるのではないかと考える。

④ 持ち物について

年度当初に職員会で持ち物について確認し、再々保護者に対して持ち物についての文書を出すなどし、必要なものと必要でないものが具体的に分かるようにしている。また、必要な持ち物を一覧にしたものを計画帳に貼り、児童自ら確認できるよう各学年の発達段階に合わせた指導を行った。持ち物を整えることは、落ち着いて生活することや集中して学習に取り組むことなどにつながると考えた。

学校に 必要物品

☆ 筆箱…大きなものや はでなものは×
 ☆ 鉛筆…5本か 6本
 (かざりがついたものは×)
 ☆ 赤えんぴつ・青えんぴつ7本ずつ
 (もしくは、赤青鉛筆7本。ボールペンでも○)
 ☆ 消しゴム…7こ。よく消えるもの。
 ☆ ものさし(7.5cmぐらい。おり曲がるものは×。)
 ☆ えんぴつクリップ

次の物は、必要な人だけ

★ キャップ…かざりがついたものは×
 ★ 鉛筆ほじょ具(短くなった時に使う物)
 ★ 鉛筆けずり

お道ぐ袋に入れておく物

☆ はさみ ☆ のり(スティックのりがよい)
 ☆ 色鉛筆 ☆ テープ
 ☆ ネームペン(筆箱の中でも○)

● これら以外の物は学校には必要ありません。
 ● メモを取りたい時は、計画帳を使いましょう。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- トイレのスリッパのチェックシートを引き続き掲示し、確認することにより、子どもが自主的にスリッパを並べるようになった。
- 掃除を静かにすることの良さを学年に応じて指導したり、放送をいれたりすることにより、学校全体で大変静かに掃除ができるようになってきている。
- 年度当初に持ち物について教員や子どもと共通理解したり、保護者への文書を配布したりしたことにより、持ち物が整い、落ち着いた生活が送れるようになってきている。
- 放送委員会が、給食の放送時間に挨拶や持ち物についての啓発を継続的に行ったことにより、子どもの主体的な行動に移ってきている。
- 下校指導の結果や生活面で気になったことやよいことを職員会議やポータルミライムで共有することにより、子どもへの即時指導へとつながっている。
- 年度当初にバス・汽車通学者を集めて指導することは、学年を超えた仲間意識の醸成につながり、登下校時に困ったときなどは、互いに助け合い、豊かに人間性の育成につながっている。
- 校長による肯定的な話が子どもに心に響き、望ましい言動へつながった。
- 何よりも、管理職がリーダーシップをとり、率先して行動してくださっていることがこのような結果につながっていると考える。

【改善を要する点】

- 登校標準時刻以前に登校するしかない児童の共通理解の方法
- バスや汽車の待ち方指導の徹底
- バス乗車指導の見直し
- 遊び方・遊具の使い方の定期的な確認(休み時間のけがが多い)
- 廊下や階段の通行の仕方の指導の継続
- 挨拶の励行
- 持ち物指導の継続
- 教員同士の共通理解及び指導の方向性の徹底
- 保護者との連携(持ち物や登下校、挨拶など)

(3) 評価項目の達成及び取り組み状況の自己評価

以上の内容を総合し、4段階評価中の「 B 達成されている 」と判断する。

評価項目

いじめ防止に向けた小中（附属4校園）連携の取り組み

（1）状況の分析

①附属学校園いじめ防止対策ワーキンググループ会議

「いじめ未然防止のための指導」「いじめに対する適切な対処」のために、各校園の取り組みについて6回の会議を行った

第1回	6月20日（水）	第2回	7月18日（水）
第3回	9月12日（水）	第4回	10月3日（水）
第5回	11月7日（水）	第6回	12月12日（水）

②附属学校園いじめ問題等ケース会議

それぞれの校園より、いじめ問題（生徒指導を含む）のケース（事例）を出して、それについて、よりよい対応などを協議する。

第1回	5月8日（火）	【中学校】	第2回	6月21日（火）	【中学校】
第3回	6月22日（金）	【小学校】	第4回	10月2日（火）	【幼稚園】
第5回	10月5日（金）	【小学校】	第6回	11月30日（金）	【中学校】
第7回	12月11日（火）	【小学校】	第8回	2月5日（金）	【特別支援】
第9回	2月14日（木）	【中学校】			

【分析結果と根拠理由】

①附属学校園いじめ防止対策ワーキンググループ会議

会議では、それぞれの学校のいじめ防止基本方針やいじめアンケートの情報交換を行った。また、いじめ防止のための学校の取り組みや、授業を紹介し合った。

アンケートの方法では、小学校は、記名式で行っているのに対して、中学校は、無記名でアンケートを家に持ち帰り封筒に入れて提出するようにしている。無記名式の利点も考えて、小学校でも無記名式を取り入れる方向にした。

また、いじめ防止のための取り組みについては、各校の取り組みに対して、スクールカウンセラーの竹口先生、鳴門教育大学の阿形教授よりアドバイスをいただいた。

②附属学校園いじめ問題等ケース会議

小学校でのケース会議では、小学校の全教員と他の校園から担当者が参加し、協議を行った。また、他の校園のケース会議では、小学校より、主に安田校長、富田主幹が参加した。

中学校のケース会議では、小学校より進学した生徒のケースもあり、小学校のときの様子を話したり、小学校のときの対応を伝えたりすることにより、よりよい解決策（対応策）について考えを深めることができた。

また、第9回のケース会議については、来年度、小学校から中学校に進学する児童についての情報交換会を行った。6年生の担任が、クラスごとに分かれて気になる（配慮を要する）児童についてのケースを話し合った。これまで、進学児童の引き継ぎは行っていたが、各グループ（学年）に分かれて、時間をとって協議を行うことで、これからの対応について理解を深めることができた。来年度は、幼稚園と小学校でも行えたらと考えている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・4校園が集まり、話し合いをする機会が増えたため、普段の取り組みを気軽に話し合うことができたこと。また、幼稚園・中学校のケースを話し合ったり、情報を共有することで、幼小中の円滑な接続を行うことができると考えた。

【改善を要する点】

- ・ケース会議においては、4校園の学校行事と大学から来ていただける先生方の関係を調節を行うのが難しいことがあり、実習などの忙しい時期に回が開かれることもあった。この日程の調節を円滑に行い、次年度からは、各校園よりもう少し、参加する教員が増えることが望ましい。（3）

評価項目の達成及び取組状況の自己評価

以上の内容を総合し、4段階評価中の「 B 達成されている 」と判断する。